

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3－共通事項－7 (2)チ	第 2 編 3－共通事項－7 (2)チ	酒類の原料として取り扱わない物品にキチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、亜硫酸水素アンモニウム水、DL-酒石酸カリウムを加えた。